

令和3年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和3年2月19日(金)	開会	午前	9時33分
		散会	午前	10時6分
	2月26日(金)	開会	午前	9時30分
		散会	午前	9時43分
	3月2日(火)第1回	開会	午前	9時33分
		休憩	午前	9時45分
	第2回	再開	午後	0時15分
		散会	午後	0時19分
	3月4日(木)第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時37分
	第2回	再開	午後	0時19分
		散会	午後	0時21分
	3月25日(木)第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時46分
	第2回	再開	午後	1時1分
		散会	午後	1時4分
	3月26日(金)第1回	開会	午前	9時31分
		休憩	午前	9時34分
	第2回	再開	午前	10時49分
		休憩	午前	10時52分
	第3回	再開	午後	0時59分
		休憩	午後	1時3分
	第4回	再開	午後	2時54分
		休憩	午後	3時
	第5回	再開	午後	4時49分
		閉会	午後	4時58分

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、  
小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、  
木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年2月19日(金))

---

**委員長**

1 予算特別委員の辞任及び選任についてだが、予算特別委員会の並木正年委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。

については、並木正年委員の辞任を許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、県民から、並木正年委員の辞任が許可された場合、松坂喜浩議員を選任されたい旨の申出があった。

については、松坂喜浩議員を選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、辞任許可後、直ちに、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、これらの件について、改革及び無所属は私から確認しておく。

**委員長**

2 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず、2月26日・代表質問初日に提案する議案について説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算15件、条例7件、訴えの提起1件の計23件である。また、議案以外では、専決処分報告が4件あり、合わせて27件となる。予算については、一般会計のほか、特別会計10件、企業会計4件について、それぞれ補正をお願いするものである。条例については、一部改正条例が7件である。主なものとしては、「職員

のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」など行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、一部の書面に押印等を不要とするための改正が3件である。このほか、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の請求に係る訴えを提起することについて議決を求めるものがある。

詳細については、このあと企画財政部長に説明させるので、よろしくお願い申し上げます。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明申し上げます。その内容であるが、副知事及び公安委員会委員の選任及び任命についてである。埼玉県副知事に高柳三郎氏を、埼玉県公安委員会委員に工藤由起子氏を新たに選任及び任命することについて、御同意をお願いするものである。なお、高柳氏については、欠員となっている3人目の副知事として選任するものである。新型コロナウイルス感染症対策等の危機管理に迅速かつ強力に取り組みながら、公約の更なる推進と新たな課題への対応に向け、意思決定のスピードを一層速めるとともに、県政全般をより丁寧に推進していくため、副知事を3人体制としたいと考えている。各候補者の経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例県議会に追加提案させていただく議案の概要である。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案等の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和3年2月定例会付議予定議案件名（追加提出）」を御覧願う。1ページの1番から3ページの15番までは「予算」である。後ほど資料3により説明させていただきます。3ページの16番から4ページの22番までは「条例」である。後ほど資料2により説明させていただきます。4ページの23番「訴えの提起について」は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者4名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃の支払を求める訴えを提起するものである。5ページの「報告事項」は、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。(1)及び(2)は条例改正であり、法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。(3)及び(4)は損害賠償の額を定めるもので、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行ったものである。(3)は県職員が計量法の規定に基づく検査を実施する際、過失により分銅を落下させ、医療機関の床を損傷させたことについて、損害賠償額を63,140円と定めるものである。(4)は警察官が職務で国有普通乗用自動車を運転中、過失により相手方の自動車に衝突し、車両を破損したことについて、損害賠償額を68,677円と定めるものである。報告事項は以上である。

続いて、条例案を説明させていただきます。資料2「条例案の概要」を御覧願う。1番の「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員のサービスに関する宣誓書について署名及び押印を要しないこととするものである。2番の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、埼玉県人事委員会からの意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するものである。2ページの3番「埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例」は、行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、同審議会の議事録について押印を要しないこととするものである。4番の「埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例」は、養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の終了に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備をするものである。3ページの5番「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、新たに同センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼

試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料等の額の定めを廃止するものである。4ページの6番「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、同基金の設置期間を令和3年度末から令和7年度末に延長するものである。7番の「草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例」は、行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、同区画整理審議会の議事録について押印を要しないこととするものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。資料3「令和2年度2月補正予算（追加）案の概要」を御覧願う。一般会計の補正額は「1 補正予算の規模」にあるとおり、814億894万6千円の減額となっており、補正後累計では2兆4,167億9,039万6千円となっている。このほか、特別会計10会計、企業会計4会計の補正をお願いするものである。

次に、「2 主な歳出（一般会計）」である。一つ目の○、「給与費」については予算額と執行見込額の差を調整するとともに、人事委員会勧告に基づく期末手当の支給割合引下げによる不用額を減額するものである。二つ目の○、「県税に係る清算金、交付金等」については、他都道府県からの地方消費税清算金が見込みを下回ったことに伴い、市町村への交付金の減額等をするものである。三つ目の○、「公債費」については、予算額と執行見込額の差を減額するものである。四つ目の○、「財政調整基金の積み増し」については、今後の円滑な財政運営に資するため、期末手当の引下げや執行節減等により捻出した財源を財政調整基金へ積み立てるものである。五つ目の○、「国の補正予算への対応」については、国の総合経済対策を受け、生活福祉資金における特例貸付の再貸付に要する経費の補助などを行うものである。六つ目の○、「公債費満期一括償還措置」については、地方財政法の規定に基づき、満期一括償還県債の償還に備えた積立てを行うものである。

次に、「3 主な財源（一般会計）」である。まず、最初の○の「県税」については、新型コロナウイルス感染症の影響による法人二税や軽油引取税の減収などを踏まえ、74億円を減額するものである。二つ目の○、「地方消費税清算金」については、他都道府県からの地方消費税清算金が見込みを下回ったことにより減額するものである。三つ目の○、「地方譲与税」については、全国の特別法人事業税収が見込みを下回ったことにより、本県に配分される特別法人事業譲与税を減額等するものである。四つ目の○、「国庫支出金」については、交付決定額等と予算計上額との差額を補正するものである。五つ目の○、「県債」については、減収補填債を518億4,000万円計上するとともに、その他の県債については、事業の進捗等に応じて発行額の減額等を行うものである。なお、減収補填債については、国の制度改正を受け、令和2年度に限り、対象税目に地方消費税や不動産取得税等を追加している。最後の○の「繰入金」については、財源調整のための基金について、本年度の収支見通しを踏まえ、現在計上している417億円の取崩しのうち、373億8,376万9千円の取崩しを中止するものなどである。なお、財源調整のための基金残高は令和2年度末で609億円、令和3年度末で93億円を見込んでいる。

最後に、「4 繰越明許費の設定（一般会計）」だが、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。主な事業としては、営業時間短縮要請に応じていただいた飲食店等へ支給する「埼玉県感染防止対策協力金支給事業」や河川事業、道路事業をはじめとした「公共事業」がある。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、企業会計の補正予算案について、まとめたものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案等の概要である。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

#### **木下委員**

発言の機会をいただき感謝する。

今、追加提出議案を聞かせていただいたが、今回多く出ているが、当初予算の中で出せるものがあるのではないかと、というようなものも感覚的に見受けられるが、今回でなければいけないという定義であるとかそういったものがあつたら教えていただきたい。

それからもう一つ、追加提案で出そうというのは初めからストーリーの中で構築されており、はめ込んだのではないかと、いふうにも見えてしまうが、追加提案ありきという前提の下に進めていくというようなことがあつたのではないかと、ということを確認したい。当初予算でなく当初議案である。

#### **砂川副知事**

ただ今の御質問について、詳細な部分があるので企画財政部長に答弁させる。よろしくお願いする。

#### **企画財政部長**

原則、追加提案がある場合については、当初提案になるべく提案させていただきたいという考え方でやっているが、今回当初提案のボリュームが多くなり、いくつかの事務が間に合わず、追加提案という形にさせていただいた。

特に、すみ分けをするときの考え方としては、令和2年度に係るものについては追加提案とし、当初提案は令和3年度を中心に予算に合わせた形で年度区分を分けたという整理を今回させていただいている。

御指摘については承知しており、極力当初提案に提案できるようにこれからも考え方を持ち続けたいと思う。以上である。

#### **木下委員**

今の考え方はよく分かった。例えば、条例でいうならば押印のこととか書いてあるが、DX（デジタルトランスフォーメーション）に絡めてシステムを変更すべきものであると思う。大きな考え方の下に、DXが当初提案に出てきて押印が除外できるとか、当初提案の中に組み入れるべきと考えるが、急にこれだけ追加でやることに対しても疑問がある。是非そういったことを考えながら今後の対応に注意してもらいたい。

#### **砂川副知事**

今御指摘いただいたことはごもっともだと思う。押印については、4月1日から発生するもの等について、準備があるので補正提案という形で整理をさせていただいた。4月1日から全部含めてスタートする事業等についてはおっしゃるとおり、そういう整理をさせていただきたいと思う。

#### **委員長**

3 代表質問についての、質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

4 一般質問についての(1)一般質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、同じく資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、3月2日(火)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、3月3日(水)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**木下委員**

3月3日については、1番目が千葉達也議員、3番目が宇田川幸夫議員で願います。

**委員長**

次に、3月4日(木)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**木下委員**

3月4日については、1番目が永瀬秀樹議員、3番目が諸井真英議員で願います。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

**委員長**

次に、(3)一問一答式を選択した議員の写真撮影についてだが、当該議員が自身の質問風景を撮影したい場合の対応について御協議いただきたい。

一問一答式の質問者席は議場正面を向いているため、正面姿を撮影するためには、議場正面のテレビカメラブースを使用する必要がある。

しかしながら、テレビカメラブースは傍聴席ではないことから、現状、県政記者クラブ加盟社以外の方には立入りを許可していない。

そこで、一問一答式で質疑・質問を行う議員本人が、お手元の資料2「写真撮影申請書」により、議長宛てに申請を行い、許可された場合には、指定された撮影者のテレビカメラ

ブースの使用を許可したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、撮影者には、許可されたことが分かるよう、腕章を着用していただくとともに、報道機関の取材の妨げとならないよう御留意いただくので、御承知おき願う。

**委員長**

5 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月12日（金）の議会運営委員会において、私から協議をお願いした、第43号議案「審査請求に関する諮問について」及び第52号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）」の取扱いについてである。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、代表質問初日・2月26日（金）に予定されている「知事提出急施議案（第43号議案及び第52号議案）に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は発言の2日前・2月24日（水）の正午までということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

6 埼玉県議会委員会条例等の改正についてだが、今定例会において、委員会条例、委員会規程及び会議規則の改正を行いたいと考えている。

それぞれの改正案の概要として、資料3ないし5をお手元に配布しておいたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

まず、資料3「条例案の概要」を御覧願う。埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例については、埼玉県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、常任委員会の所管事項を改めるものである。

次に、資料4「規程案の概要」を御覧願う。埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規

程については、大きく2点の改正を考えている。1点目は、去る12月10日の議会運営委員会で報告した、議会改革検討会の検討結果報告のとおり、オンライン委員会の開催を可能とするため、出席の特例を定めるものである。2点目は、欠席事由のうち、出産に係る産前産後期間を明文化するものである。この件について、本県議会では、去る令和元年10月11日の議会運営委員会において、欠席の届出の理由として列挙されている「出産」には、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）及び産後8週間の体調管理も含まれるものと決定しており、既に対応済である。しかしながら、1点目の改正を機に、この件も規程に明文化することで、本県議会の出産への配慮を周知し、地方議会における女性の参画拡大の一助となればと考え、提案するものである。

次に、資料5を御覧願う。埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則についても、委員会規程と同様、出産に係る産前産後期間の明文化等をするものである。

これらの件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

### 委員長

7 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問初日・3月2日（火）、案文については一般質問最終日・3月4日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月26日（金）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いする。

### 委員長

8 令和3年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料6を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは34であり、その内訳は、自民19、県民5、民主フォーラム5、公明3、共産党2となっている。

令和2年度と令和3年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は34となる。

これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料6の一番下の令和3年度配分（案）のとおり、自民19、県民5、民主フォーラム4、公明4、共産党2となるので、御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日（金）までに各会派で調整願う。

< 了 承 >

### 委員長

なお、職指定のポストとなるが、21番の埼玉県立病院運営協議会については、埼玉県立病院の地方独立行政法人化に伴い、廃止されることとなるので、御承知おき願う。



**委員長**

9 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

10 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

11 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・２月２６日（金）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年2月26日(金))

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第43号議案及び第52号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、16番中川浩議員から第52号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議員提出議案についての(1)埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例案、(2)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案及び(3)埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案についてだが、去る2月19日(金)の議会運営委員会において概要を説明した。

まず、お手元の資料1ないし3のとおり、委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、御了承いただいたので、議会運営委員の連名の議員提出議案として提案することとよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、会議規則の改正案を提出するに当たっては、同規則第87条により、議員の定数の4分の1以上、すなわち24名以上の議員の賛成がなければならない、とされているため、議会運営委員に加えて、7名以上の提案者が必要となる。

提案者の調整については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

## 委員長

次に、提案時期についてだが、委員会条例の改正案は常任委員会の特定事件の決定に影響するため、また、委員会規程の改正案はオンライン委員会の実施に影響するため、常任委員会の開会に先立って審議する必要があると考えている。

また、会議規則の改正案についても、委員会規程の改正案の一部と同趣旨の内容であるため、さきの2件と合わせて審議することを考えている。

そこで、一般質問初日・3月2日（火）の議会運営委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することによいか。

< 了 承 >

## 委員長

3 令和3年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料4を、改めて、お手元に配布した。

この件について、各会派で御検討いただいたかと存じますので、御協議願う。

何か御意見はあるか。

## 木下委員

我が会派としては、付託事件の追加を提案したいと思う。

本県は、今後、全国トップクラスのスピードで高齢化が進行し、一貫して増加してきた人口も間もなく減少に転ずることが見込まれている。このような中、今後も持続的な成長を導くためには、イノベーションによって、人口が減っても経済が成長し、高齢化が進展しても生活利便性が向上する超スマート社会（Society5.0）への変革が不可欠である。その有効な手段の一つが、DX（デジタルトランスフォーメーション）である。DXにより、行政を含め、社会全体のデジタル化を推し進め、様々な社会課題に対応していくことが肝要である。コロナ禍に見舞われたことで、生活様式が一変し、在宅勤務等が増え、DXの必要性がより一層際立っているところでもあり、DXの推進は正に急務である。我々議員としても、DXに関して、県に対して積極的に政策提言を行っていくべきであり、DXに関する調査・研究を深める機会が必要である。そこで、DXの推進に関する総合的対策の件を、地方創生・行財政改革特別委員会に追加してはどうかと考える。

なお、その他の部分については、変更する必要はなく、現状の特別委員会で、幅広く県民の生活の向上等の要望に応えるための活動ができているものと考えている。

## 井上委員

我が会派としては、公社事業対策特別委員会と議会改革検討特別委員会の二つの特別委員会をお願いしたいと考えている。理由としては、現在設置されている特別委員会、今日お示しいただいた七つのうち公社事業対策特別委員会以外の六つは常任委員会において審議・調査できるもので、特別委員会として常設化して運用すべきものではないという考え方である。

また、昨年、議会改革検討会で多くの改善が図られた。これを常設の特別委員会とすることを提案させていただきたいと思う。

いずれにしても、我が会派は、特別委員会は、その時々が発生する問題について設置す

べきだと考えているので、特別委員会の数、また付託事件の数もある程度絞り込んでいく必要があると考えている。

御検討よろしく願います。

### 秋山委員

七つの特別委員会設置について会派の考えと意見を述べる。

七つの特別委員会は単年度ごとに設置を議決しているが、長い間同じ名称とほとんど同じ所掌事務であり、事実上、常任委員会化している。既に八つの常任委員会、この議運を含めれば九つだが、特別委員会の所掌事務は全て八つの常任委員会で分けて所掌できるものばかりだと思う。

今コロナ対策に特化した新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が設置されているが、本来、特別委員会とは当面する大きな課題に対処するために、臨時的に設置するものだと思う。その意味で、常任委員会化している七つの特別委員会について、この際見直しが必要だと思う。

以上が会派の考えと意見である。御検討よろしく願います。

### 委員長

ただ今、様々な御意見をいただいたが、協議を整えるにはもう少し時間が必要かと存じる。

今後の議会運営委員会で、改めて御協議いただくことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

4 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった並木正年議員及び小林哲也議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の議会運営委員会において、選挙の方法及び日程等について御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

### 委員長

5 予算特別委員会資料の電子化についてだが、去る2月12日（金）の議会運営委員会で予算特別委員会へのICT機器の持込みを認めることとしたことを受けて、お手元の資料5のとおり議会情報ネットワーク上で関係資料を閲覧できるようにしたので、報告する。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知し、必要に応じて御活用いただくようお願いする。

なお、改革及び無所属には、私から伝えておく。

### 委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 木下委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

## 委員長

自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

## 委員長

それでは、説明をお願いします。

## 木下委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。

エスカレーターは安全上、立ち止まった状態で利用するのが正しい利用方法であるとされている。しかし、急いでいる人のために、エスカレーターのステップ上を関東では右側、関西では左側を空けて乗ることが慣例となってしまう状況である。これは非常に危険なことであると考えている。エスカレーター上の歩行は、バランスを崩して転倒する原因になるだけでなく、すり抜けざまに接触や衝突をして、他の利用者を転倒させるおそれもある。このような事故を防止するためには、エスカレーターは立ち止まった状態で利用するものであることを周知徹底し、人々の行動を変える必要がある。

そこで、私たちは、エスカレーターの安全な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し必要な事項を定めることで、エスカレーターの安全な利用を確保し、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

## 委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくをお願いします。

## 委員長

7 その他に入る前に申し上げます。

まず、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

次に、本会議における執行部の出席についてだが、去る2月12日（金）の議会運営委員会で決定した新型コロナウイルス感染防止対応の申合せを受け、代表質問及び一般質問期間中においては知事、副知事及び質疑・質問に係る部長等のみが出席することとなったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・３月２日（火）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月2日(火)第1回)

**委員長**

1 岩崎宏議員の逝去の報告についてだが、岩崎宏議員におかれては、去る2月28日に逝去された。

については、本日の本会議において、黙とうの後、哀悼の辞及び哀悼決議を行いたいと存じる。

まず、(1)哀悼の辞についてだが、先例により、同一選挙区又は隣接選挙区の他の会派の議員が行うこととされていることから、28番江原久美子議員にお願いしたいと存じるが、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、哀悼の辞の前に、岩崎宏議員の御冥福を祈り、黙とうをささげたいと存じるので、よろしく願います。

**委員長**

次に、(2)哀悼決議についてだが、議会運営委員の連名で提出することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、ア 案文及び提案者の確認についてだが、案文を事務局に配布させる。

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 審議手続についてだが、正規の手続を省略し、直ちに採決することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 知事提出急施議案(第43号議案及び第52号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

3 令和3年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、去る2月26日(金)の議会運営委員会の協議及び会派間の調整を踏まえ、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

## 委員長

この案でいかがか。

## 井上委員

我が会派は、この議会運営委員会で最終的に決まったことには従い、その委員会でも積極的に発言をさせていただき所存であるが、今配布された委員長案は先日の自民党案がベースとなっている。

我が会派が提案した公社事業対策特別委員会、議会改革特別委員会の二つにするというように、設置する委員会を絞るという点だけではなく、広範にわたる付託事件を精査する点についても反映していただけない。

是非、再考をお願いします。

## 木下委員

我が会派の意見を申し上げる。

我々議員は、県民の幅広い要望や県政における様々な課題に対処していくために、広い視野と深い見識が求められており、常に広くアンテナを張り巡らせ、情報収集をすることが必要である。多忙な議員が、短期間で効率的に見識を深めるに当たって、現行の七つの特別委員会は大きな役割を果たしてきたものと考えている。

ただし、付託事件の内容については、時勢に合わせ、修正が必要だと考えており、前回の議会運営委員会でDXの推進に関する総合的対策の件を追加することを提案させていただいた。

提案を採用いただいた委員長に感謝申し上げるとともに、委員長案に賛成するものである。

## 秋山委員

井上委員の見直しの意見に賛成である。

## 委員長

委員長案に反対との意見もあったが、賛成という意見が多数なので、委員長案のとおり決定することによいか。

< 賛成との声あり >  
< 反対との声あり >

## 委員長



それでは、反対の声もあったので、委員長案の可否について、採決することによいか。

#### 木下委員

一つ、確認をさせていただきたいと思う。

これから採決をということだが、先ほど委員長案に賛成する委員が多数であるにもかかわらず、採決まで求めるという意思表示をされた会派の方々は、何か特別な意図があるのか。

#### 井上委員

議会運営委員会で決定するに当たり、まだ発言をしていない会派もあり、それぞれの会派の考えを明らかにするという意味でも採決をお願いしたいと存じる。

#### 木下委員

先ほど、委員長が意見あるかと投げ掛けた時に、意見すればよかったのではないか。もしくは、今からでも意見すればよいのではないか。

#### 委員長

ほかの会派の意見はあるか。

#### 木村委員

常任委員会は八つあるので、常任委員会で基本ベースとしてやっていくべきであり、特別委員会については特別な事象がある場合に設置した方がいいというスタンスである。  
県民の意見に同意する。

#### 萩原委員

県政に係る内容はかなり広範囲にわたると思っている。その意味からも常任委員会では議論し尽くせない部分があると思う。よって、この委員長案に賛成する。

#### 木下委員

今意見を伺った限りだと、賛成多数だと見受けられるので採決の必要がないと思う。

#### 秋山委員

各会派の態度がはっきりする採決をしたいという会派もあるので、採決をした方が良いと考える。

#### 委員長

今、採決についての御意見があったが、私としては、委員長案のとおり決定したいと思うがいかがか。

< 賛成との声あり >

#### 委員長

それでは、委員長案のとおり決定した。

< 了 承 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、１２時１５分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月2日(火)第2回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第43号議案及び第52号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、これらの議案の取扱いについてだが、知事提出急施議案の採決後に上程し、採決まで行うことではいかか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月4日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月4日(木)第1回)

---

**委員長**

1 議案(第2号議案ないし第42号議案、第44号議案ないし第51号議案及び第53号議案ないし第76号議案)の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月26日(金)の議会運営委員会で自民から提案があった条例案1件が提出されたので、報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第6号議案は、提案者を代表して、69番中屋敷慎一議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第6号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書21件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

3 令和3年度の委員会構成についてだが、令和3年度の各委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、このとおり決定する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（水）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 令和3年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2のとおり調整したので、報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（水）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 議会運営委員会内規の改正についてだが、委員長案を作成したので、お手元の資料3を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

「1 趣旨」だが、去る3月2日に議決した会議規則及び委員会規程の改正に合わせて埼玉県議会運営委員会内規の規定を整備するものである。

「2 改正内容」だが、第3条中の「委員の事故あるとき」を「委員にやむを得ない事

由があるとき」に改める。

「3 施行期日」だが、本日・3月4日とする。  
この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、決定した埼玉県議会運営委員会内規の改正について、事務局に所定の手続を執らせる。

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第6号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、午後0時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月4日(木)第2回)

---

**委員長**

1 議第6号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月25日(木)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >



## 委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

## 砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。  
本日、追加提案を予定している議案は、予算1件である。

先週18日のことになるが、政府の対策本部において、埼玉県を含む1都3県に発令されていた緊急事態宣言を、21日をもって解除することが決定された。緊急事態宣言は約2か月半の長期にわたったが、その最中においても、引き続き医療機関や福祉施設などにおいて命を守る取組に御尽力いただいた皆様に対して、心から敬意を表す。また、新型コロナウイルス感染症への対応に御理解・御協力をいただいた県民の皆様、飲食店をはじめとした事業者の皆様、そして県議会の皆様に対しても、心から感謝を申し上げます。緊急事態宣言は解除されたが、これをもって新型コロナウイルス感染症の脅威が去った訳ではなく、いまだ予断を許さない状況が続いている。

さらに、国内で流行しているウイルスが変異株に置き換わる可能性があるとの専門家の意見もあり、感染のリバウンドが懸念される場所である。そこで、段階的緩和措置を継続することとし、1都3県で足並みをそろえて実施している飲食店等への営業時間の短縮要請や県民への外出自粛要請などについて、要請期間を4月21日まで延長することを決定した。

また、国においては、3月16日に「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を、さらには23日に「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」をそれぞれ決定し、コロナ禍で困窮する低所得者への支援等を行うこととした。

このような状況の中、国の緊急支援策への対応や飲食店等への営業時間短縮要請に係る協力金の支給等をするために補正予算案を編成することとした。

詳細については、このあと企画財政部長に説明させるが、私から補正予算案の概要について説明する。

まず、国の緊急支援策への対応として、生活福祉資金の特例貸付の受付期間延長に伴い、補助金を増額するものである。あわせて、所得の低いひとり親世帯に対し給付金を支給するものである。また、1都3県で連携した営業時間短縮要請の期間延長に伴い、「埼玉県感染防止対策協力金」を支給するものである。

さらに、国の基本的対処方針に基づき、4月から6月にかけて月1回、高齢者等が入所する施設の職員等へPCR検査を実施するものである。

この結果、一般会計の補正予算額は、195億2,222万円となり、さきに御提案申し上げた当初予算案と合わせた累計額は、2兆1,393億6,522万円となる。

以上、簡単ではあるが、今定例会県議会に追加提案をする議案についての私からの説明を終わる。

引き続き、企画財政部長から説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案をさせていただき議案の詳細を、お手元の資料により説明する。

資料2「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）案の概要」を御覧願う。

先ほど副知事から説明したとおり、今回提案させていただき補正予算案は、国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」等を踏まえ、生活福祉資金の貸付原資等への補助に要する経費に予算措置を講じるとともに、県内飲食店の事業者に対する感染防止対策協力金の支給に要する経費などを計上している。

その結果、一般会計の補正予算額は、195億2,222万円となり、既に提案している令和3年度当初予算案と合わせた累計額は、2兆1,393億6,522万円となる。

それでは、「3 内容」について説明する。

まず、1つ目の○、「国の緊急支援策への対応」については、生活福祉資金特例貸付の受付期間が令和3年3月末から6月末まで延長されたことに伴い、貸付けを実施している県社会福祉協議会への補助金を増額するものである。また、子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、所得の低いひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給するものである。

次に、2つ目の○、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」についてである。営業時間短縮要請の期間延長に伴う「埼玉県感染防止対策協力金」の支給は、4月1日から4月21日までの間、県内全域のバー、カラオケボックス等を含む飲食店の営業時間を午前5時から午後9時まで短縮し酒類の提供時間の制限に全面的に御協力いただいた事業者へ協力金を支給するものである。なお、今回の感染防止対策協力金については、去る2月5日に専決処分をさせていただいた「令和2年度一般会計補正予算（第13号）」の執行残を活用した上で、不足が生じる分について、補正予算をお願いしている。高齢者・障害者入所施設の職員及び新規入所者に対するPCR検査の実施は、県内約1,900施設を対象に、4月から6月にかけて月1回の頻度で、合計3回のPCR検査を実施するものである。

「4 財源」についてだが、本補正予算案では、全額、国庫支出金を充てることとしている。

資料3は補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。

後ほど、御覧いただきたい。

以上が、2月定例会に追加提案をする議案の詳細である。よろしく願います。

## 委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、その後に質疑を行うことではいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、質疑の希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は委員長報告終了後の休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

2 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、各委員長の報告に対する質疑及び本日提案される議案を除く議案に対する討論の通告書については、次の本会議休憩中、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

**委員長**

4 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る2月26日（金）の議会運営委員会で報告したとおり、2名の欠員が生じているため、選挙を行う。まず、（1）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、会派別配分についてだが、自民1名、県民1名とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、自民及び県民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いする。

次に、（2）選挙の日程についてだが、明日、最終日・3月26日（金）に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 新型コロナウイルス感染防止の対応の変更についてだが、去る3月21日に緊急事態宣言が解除されたことから、今定例会における新型コロナウイルス感染防止の対応を見直したいと考えている。

そこで、お手元の資料2のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

アンダーライン部分が変更点である。

本会議と委員会における、議員の出席並びに傍聴者への対応を通常どおりに戻すとともに、執行部にも通常の対応を要請したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

#### 委員長

6 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料3のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、3月19日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

#### 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

8 その他に入る前に、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

#### 議長

南第1区草加市選出の東間亜由子議員から、戸籍上の姓が「中山」に変更になったが、「東間亜由子」をそのまま使用したい、との願い出があった。この件については、履歴・報酬関係を除き、通称の使用を許可したので報告する。

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、午後１時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月25日(木)第2回)

---

**委員長**

1 第77号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、本議案は、当初予算案と一体として審査することが適当な補正予算案であることから、予算特別委員会に付託することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、去る12月定例会で、予算特別委員会に係る議会運営委員会決定事項として、日程を「部局別質疑を5日以内、総括質疑を1日、討論及び採決は1日とする」と定めていたが、この件により変更が生じる。

具体的な審査方法は、予算特別委員会の理事会で決定されるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・3月26日(金)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月26日(金)第1回)

---

**委員長**

1 知事追加提出議案(人事議案)についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明申し上げる。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に小久保憲一議員、荒木裕介議員を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月19日に説明申し上げた、副知事、公安委員会委員の選任及び任命と併せ、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

**委員長**

2 予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、予算特別委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月26日(金)第2回)

---

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、16番中川浩議員から総務県民生活委員長の報告に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、28番江原久美子議員から議第6号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 意見書案についてだが、去る3月2日(火)(一般質問初日)までに各会派から提出された意見書案の柱21件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料の一覧表のとおり、共同提案7件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書2件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げる。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >



**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

**委員長**

1 知事追加提出議案(人事議案)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、12番秋山もえ議員から議第14号議案及び議第15号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議会運営、常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。

したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願います。

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議会運営、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

### 木下委員

発言の機会をいただき感謝する。先ほどの本会議において、急きよ、鈴木正人議員から提出された動議について一言苦言を呈させていただく。

本会議における各種動議については、議会議員の権利であり、所定の賛成があるときは動議が成立することを否定するものではない。しかしながら、先ほど提案された動議については、既に会派間調整が行われたものであり、議会運営委員会で所定の手続が執られているものである。つまり、当議会運営委員会において、意見書・決議案の頭出しが行われた後、正副委員長に取扱いが一任され、各意見書・決議案の案文提出後に各会派調整がとられた。

そして、本日2回目の議会運営委員会で意見書案については、ここに御出席の全ての会派が了承している。しかし、さきの本会議において提出された動議の取扱いにおいて賛成をする会派が散見された。動議の提出も問題であるが、賛成する行為についても、議会運営委員会の手続をないがしろにするばかりでなく、会派間の信義則に沿う調整が不可能になることを示唆している。

については、各会派は議会運営委員会の手続等のより一層の理解と協力を求めるものである。

### 井上委員

ただ今の発言に対して、私たちからも発言をさせていただく。

動議をもって意見書を提案することは、過去に自民党県議団の小島議員がやられている。動議で意見書を提出することを問題視するのは筋違いだと思う。

その上で、私たちは動議をあのよう発言させていただいて、実際に案文を披露する機会はなかった。表題だけを見ていただいても、この議運の場で調整したものと違う文言となっている。

そのため、正副委員長を通して調整した意見書とは別物であるとの認識で動議を行っているので、御理解いただきたい。

### 委員長

御意見を伺ったが、内容が違ったものと話があったが、私から申し上げたいのは、この議会運営委員会の中で意見書・決議案を取りまとめるのは正副委員長に一任をいただいている。

その正式な手続きをもって、共同提案を目指して調整しているところでもあり、共同提案にならなかった場合でも、一任をいただいた正副委員長の中で一致したものを議会運営委員会に提出し、皆様に確認をいただいて了承を得たものを意見書・決議案として提出しているところである。

中身の話もあったが、そういった手続があって、それは議会を円滑に進めていくためのこれまでのルールに則ったものであるもので、今後もルールを皆様の中できちんと重視をしていただき、議会運営に御協力いただきたいと思う。

### 井上委員

一点確認をさせていただきたい。

過去に自民党県議団だけが、賛成した決議なるものがあったかと思うが、その場合は、正副委員長の同意がなされた上で提出されたという認識でよいか。

副委員長の一人が違う会派で、反対した場合は提出されないということか。

#### 委員長

私の認識では、正副委員長の中で、今までこれを出さない方がいいといったものは出していないはずである。

#### 井上委員

今後もそうか。

#### 委員長

そうである。議事を進める。

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

28番江原久美子議員及び84番本木茂議員が、自民及び県民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和3年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年3月26日(金)第5回)

**委員長**

1 新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任及び選任についてだが、お手元の資料「新型コロナウイルス感染症対策特別委員辞任名簿」のとおり、立石泰広委員ほか3名から議長宛てに、新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任願が提出された。

については、立石泰広委員ほか3名の辞任を許可することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、次の本会議の冒頭において、一括して異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、ただ今の辞任が許可された場合、先ほどの本会議で同委員を辞任した木下高志議員を含め5名の欠員が生じることとなる。

そこで、自民及び県民から、お手元の資料「新型コロナウイルス感染症対策特別委員選任名簿」のとおり、選任されたい旨の申出があった。

については、資料のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、辞任許可後、直ちに、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、これらの件について、改革及び無所属は私から確認しておく。

**委員長**

2 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 議席の一部変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料のとおり、自民の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今、御確認いただいたとおり、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本会議散会後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の（１）6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月14日（月）ないし7月2日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。